

請願 第23号

受付 平成30年 2月21日

付託 平成30年 月 日

政府に対し核兵器禁止条約の批准を求める意見書提出を求める請願書

紹介議員 加増 充子・飯島 悠介

・請願趣旨

2017年7月7日、国連において122か国の賛成で採択された核兵器禁止条約によって、核兵器は人類と相いれない非人道的悪魔の兵器として、法的に禁止されることになりました。

1945年、アメリカ軍によって投下された原子爆弾は、一瞬にして広島、長崎を壊滅し、その年の内に21万もの人たちが亡くなりました。「『真っ黒に焦げ炭になった屍、ずる剥けのからだ、無言で歩き続ける人々の列』まさに生き地獄そのもの」と被爆者のみなさんが訴えてきました。

広島・長崎への原爆投下から72年目にして、被爆者の皆さんの核兵器禁止・廃絶への願いが、国連での核兵器禁止条約採択という歴史的な1ページを開きました。ところが、核兵器保有国とその同盟国は、核抑止力に固執し、核戦略見直し、小型化を図り、核の脅威と恐怖に自国民を陥れようとしています。唯一の被爆国の国民として断じて容認することはできません。安倍政権は、集団的自衛権を行使できる安保法制を強行し、さらに、憲法9条改憲へ年内の国会発議を策動しています。北東アジアの平和は、軍事力の増強ではなく、憲法9条を持つ国としての平和外交によってこそ得られるものであり、核兵器廃絶にとっても、被爆国日本の役割は極めて大きいものです。ところが、日本政府は国連会議に出席せず、核抑止力論に固執し条約に反対、署名を拒否するなど、唯一被爆国の政府としてあるまじき態度で、核兵器禁止への世界の流れに背を向けています。

核兵器廃絶は、被爆者はもとより、日本国民の悲願であり、取手市民の切実な願いでもあります。1985年の「非核平和都市宣言」は、その取手市民の意思を表したものです。私たちは、日本政府が、核抑止力論の立場を改め、国連会議において採択された、核兵器禁止条約に批准することを強く求めます。

以上、国会及び政府に対し、地方自治法第99条による「意見書」提出を求め、地方自治法124条に基づき請願いたします。

・請願事項

日本政府が核兵器禁止条約に批准することを求める意見書を国会及び政府に提出すること

平成30年2月21日

請願者代表

住所 取手市栲木 463-13

氏名 暮らしと平和を守るネットワーク取手

代表 渡辺 昭七 ほか12人

取手市議会議長 殿